

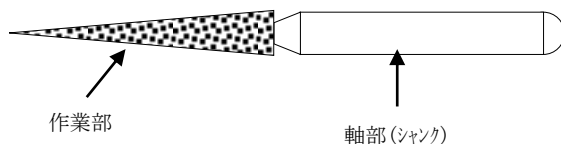
歯科材料 9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用ダイヤモンドバー (JMDNコード 16670000)

C i ダイヤモンドバー

【形状・構造及び原理等】

1) 成分

- ① 軸部及び基材部：ステンレス鋼
- ② 作業部：ダイヤモンド砥粒ニッケルメッキ



2) 構造

- ① 軸部の規格：JIS T 5504-1、
軸部 φ1.6 mm FG 用 軸部(シャフト)
- ② 長さ：スタンダード、ショート
- ③ 作業部：ダイヤ粒子の粗さ

種類	判別	呼び粒度 JIS T 6505-9
コース	ゴールド	コース
レギュラー	なし	標準
コース	ライン大	コース
ファイン	ライン小	ファイン
スーパーファイン	なし	ペリーファイン

【使用目的・効能又は効果】

ダイヤモンド研削材で、歯及び歯科補綴物等の研削、研磨に用いる。

【操作方法又は使用方法等】

歯科用駆動装置及びハンドピース又は歯科技工用回転機器に装着し、回転させて、ソフトタッチで断続的に被研削物に押し付けて研削、研磨します。

【使用方法に関連する使用上の注意】

- 1) ハンドピース(タービン)メーカーの指定に従ってシャフトを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- 2) 予め患者の口腔外で回転させて、振れがないことを確認すること。
- 3) 頭部の細い、長い、大きい形状の物は、折れたり曲がったりすることがあるので、無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。
- 4) 歯髄為害防止のため、注水下でソフトタッチ(フェザータッチ)で使用する。

【使用上の注意】

使用注意

- ① 指定(製品の被包又は説明書に記載)の回転数を超えて使用しないこと。
- ② 損傷、変形(錆、表面キズ、曲がり、汚染)等のある物は、使用しないこと。
- ③ 目の損傷を防ぐために、保護メガネなどを使用すること。
- ④ 再使用する際には、清掃液、消毒剤を用いて付着物を除去した後、オートクレーブ、ケミクレーブ又はEOGによる滅菌若しくは薬剤による消毒をすること。なお、塩素系消毒剤は、使用しないこと。又、清掃液・消毒剤・滅菌器については、各製造業者の指示に従い、正しく使用すること。
- ④ 本器は【使用目的・効能又は効果】の項目及び説明書に記載の用途以外には使用しないこと。
- ⑥ 本器は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

[貯蔵・保管方法]

- ・ 水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて、外圧(物理的負荷)及び汚染を受けないように保管すること。
- ・ 歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【包装】

- 1) 5本入り

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売元: 日本精機宝石工業株式会社

住所: 〒669-6701

兵庫県美方郡新温泉町芦屋 100 番地

電話番号: 0796-82-3171

製造業者: 日本精機宝石工業株式会社

住所: 〒669-6701

兵庫県美方郡新温泉町芦屋 100 番地

電話番号: 0796-82-3171

【取扱説明書等を必ず参照すること】